

公共施設LED照明導入推進事業 募集要項等に関する質問への回答

| NO | 資料名         | 頁  | 章 | 項 | 目   | 項目名          | 質問事項   | 回答  |
|----|-------------|----|---|---|-----|--------------|--|---|
| 1  | モニタリング基本計画書 | 4  | 2 | 2 |     | モニタリングの時期・手順 | 施工業務着手前の段階に施工計画書（照明器具リスト、盗図、平面プロット図、施工業務工程表）を作成の上、本市に提出という件についてお聞きします。<br>当事業は123施設もの数がありますので、短工期をにらんだこれらの資料の提出から承認までの流れを業務効率化の観点から紙の提出や押印といった業務を極力排除し、照明管理システムを最大限に活用した提案をすることは本市要求のモニタリングの仕様の乖離になるでしょうか。   | 照明管理システムを活用したモニタリングについては、要求水準を充足していれば仕様の乖離とはみなしません。<br>照明管理システムを活用したモニタリング手法に関する提案が、本市及び事業者間で情報共有できるようなクラウド型システムとして提案され、かつ、業務効率化等の観点から効果的・効率的に実施できるような配慮、工夫が提案されていると判断できる場合、評価時の加点対象とします。 |
| 2  | モニタリング基本計画書 | 4  | 2 | 2 |     | モニタリングの時期・手順 | 図表2 モニタリングの手順と役割には、時期として①設計業務の着手前 ②設計業務の完了 ③施工業務の着手前 ④施工業務期間中 ⑤施工業務の中間確認 ⑥施工業務の完了確認時とありますが、今回の事業は市内全域大小織り交ざった123施設的设计・施工期間やタイミングが違うため、①～⑥の業務が全施設整う事は容易ではありません。これを全施設揃った時点で①～⑥のモニタリングを実施し承認を受け、次の業務へと進めるには全工期一年間では難しい様に思われますが、このあたりの対応は柔軟にできるのでしょうか。  | ご指摘のとおり、本事業では多種多様な公共施設のLED化を整備期間内に効率的に進める必要があり、審査基準書の評価の視点でもお示ししているところです。<br>通常の公共工事のように全施設の各業務が完了してから次の業務に進めるのではなく、例えばグループや施設毎に承認して次の業務に進めるなど、柔軟な対応を行いたいと考えております。                        |
| 3  | 募集要項        | 2  | 2 | 4 |     | 事業の目的        | 内閣府が提唱している「ローカルPFI」に沿った事業方式とはどのような内容を想定していますでしょうか？また、ローカルPFIに沿った提案内容については選定時には事業費評価も含めどのように地域性を評価されるのでしょうか。  | 内閣府「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改訂版）」における「ローカルPFI」に沿うものとし、地域経済・地域社会により多くのメリットをもたらす視点でご提案ください。<br>地域性の評価としては、新規雇用の創出、地域貢献に関する具体的な提案、事業費の市内還流率など審査基準書に記載のとおりです。                                   |
| 4  | 募集要項        | 10 | 4 | 3 |     | 事業提案書の提出     | モニタリング手法等提案書において、「設計・施工・維持管理業務に関するモニタリング手法について具体的に記載すること」とありますが、設計・施工・維持管理段階ごとのモニタリング（セルフモニタリング及び市）手順フロー図をもって提案提示としてもよろしいでしょうか。  | 各段階におけるモニタリング手順フロー図による提案も可とします。   |
| 5  | 審査基準書       | 6  | 4 | 2 | (4) | 審査の流れ        | 「応募者は、提案書をもとに、20分を上限に口頭によるプレゼンテーションを行う」とありますが、内容的に20分では説明不十分だと思います。提案書で審査要件を満たしていると判断してよろしいでしょうか。  | 第二次審査（提案審査）は提案書及びプレゼンテーションにおける説明から、総合的に評価する加点方式により採点します。参加資格については第一次審査で確認しますので、プレゼンテーション時は提案内容を中心に、説明事項を厳選して20分以内に発表していただきたいと考えております。   |
| 6  | 審査基準書       | 4  | 4 | 2 | (3) | 提案審査の配点      | 事業費規模から考えて今回は工期1年間で調査・設計・施工を完工させる施工能力や迅速な修繕対応能力も重要な評価ポイントとなる事かと思えます。市内事業者参入率や市内還流率、調査・設計・施工・維持管理時の工夫や体制/提案において<br>① 同じ市内事業者であっても電気工事ランクA・B・Cや経営審査点数など施工能力のランクに対し配点を分けて評価する事<br>②調査・設計・施工・維持管理各役割を担う事業者にとどのランクの事業者が何社いるかにより配点を分けて評価する<br>などの能力評価基準がないと市内参入率や市内還流率のみの評価に止まり、各業務完遂する能力評価に至らないのではと考えますが、この様な能力評価基準は設けられていますか。    | 本事業においては、お示しいだいた①②のようなランクに応じた評価は設定していませんが、参加事業者の事業実績や企業規模等に関しては技術的評価における評価対象になると考えております。  |
| 7  | 審査基準書       | 4  | 4 | 2 | (3) | 提案審査の配点      | 今回の事業遂行にあたり最大の評価の一つは整備期間（令和7年4月から令和8年3月）内での完工にあると考えています。事業規模で市内123施設42,000台以上提案限度額41億円の規模からして、単年度で設計役割および施工役割を完遂させる事はそれ相応の事業者の必要があります。加えて市内全域にまたがる施設や地域の状況を良く知る設計・施工能力を有する市内事業者で、最低でもAランク5社以上が必要と判断いたします。今回の審査基準において最も重要な「提案審査の配点 提案全体評価のうち実施体制評価および技術的評価のうち調査・設計計画と施工計画・施工内容」において市内還流率に加えて設計・施工能力も合わせて加点対象として検討されていますでしょうか。 | 本事業においては、お示しいだいたようなランクに応じた評価は設定していませんが、参加事業者の事業実績や企業規模等に関しては技術的評価における評価対象になると考えております。   |

| NO | 資料名   | 頁  | 章 | 項 | 目   | 項目名              | 質問事項   | 回答  |
|----|-------|----|---|---|-----|------------------|--|---|
| 8  | 募集要項  | 12 | 5 | 2 |     | 提案上限額            | 募集要項には提案上限額税込41億円となっており、事業者選定としては総合的に評価する加点方式とあるが、昨今問題になっている域外の大手事業者によるダンピング等についてはどのような対応を予定でしょうか？また、財政的評価には「金沢市契約規則第15条(4) 金沢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年条例第2号。以下「条例」という。）に基づき長期継続契約を締結する契約（前号及び条例第2条第1号に掲げる契約を除く。）」に則し最低制限価格の措置は採用されているのでしょうか？ 今回の事業内容には第15条（1）および（5）も含まれていますので妥当性の高い措置では無いかと思われすがいかがでしょうか。  | 事業者の選定方法については、価格競争入札ではなく、審査基準書に記載の公募型プロポーザル方式を採用しており、提案審査においては、技術的評価を最も大きい配点とし、地域貢献評価や環境への配慮・事業検証評価なども重視しています。<br>財政的評価における事業費の配点は、価格以外の要素（市内還流率）も含めた上で700満点中130点であり、施工内容や地域貢献、環境への配慮など、様々な視点から評価を行うことから、財政的評価の採点のみで優先交渉権者が決定されることは考えにくいと認識しています。<br>また、公募型プロポーザルは優先交渉権者を選定するための手続きであり、金沢市契約規則に基づく契約手続きは優先交渉権者決定後に執行します。このため本プロポーザルにおいて最低制限価格の適用はありませんが、本事業ではローカルPFIの趣旨からも過度な価格競争は望ましくないと考えており、提案価格の評価に加点の上限となる一定の基準を設けたものです。<br>以上、品質を確保するために技術的評価の配点を大きくしたことに加え、提案価格の評価に一定の上限を設けたことで、ダンピング（価格を著しく引き下げること）を抑制できているものと考えています。価格を誘導する意図はありませんので、提案内容に沿った事業費をご提示ください。 |
| 9  | 審査基準書 | 6  | 4 | 2 | (3) | 提案審査の配点<br>財政的評価 | 提案価格が限度額の75%以下の場合には最高得点となる表記についてお聞きします。<br>例として公共工事一般競争入札においても、75%は低入札となり失格となります。75%以上を最高点とする趣旨（本事業費想定1/4以上を値引きすること）は、本市が試算した総事業費の算出根拠、妥当性に信憑性を欠くのではとも感じます。また当事業は明確に「ローカルPFI」による地域社会、地域経済、雇用創出等多くのメリットをもたらすことと表明されておりますが、「適正な価格となっているか」という審査基準の表現と相反しており、適正な価格は75%以下という解釈が出来ます。よって他の採点にかかわらず、配点の割合が大きい財政的評価のみで決まりかねないことを危惧します。この点についてお答えをお願いします。   |   |
| 10 | 審査基準書 | 6  | 4 | 2 | (3) | 提案審査の配点<br>財政的評価 | 事業費の記載欄に「事業費が適正な価格となっているか。※提案価格が提案限度額の75%以下の場合には最高点となる。とありますが、事業費に対して75%以下はいわゆる公共工事においては低入札価格の範囲であり、適正な価格と判断出来ないと考え矛盾した表記ではないでしょうか。加えて75%以下の価格を記載させるような誘導的な文章と思われしますが、これについて本市の見解を聞かせてください。  |   |
| 11 | 審査基準書 | 6  | 4 | 2 | (3) | 提案審査の配点<br>財政的評価 | 事業費に記載のある「※提案価格が提案限度額の75%以下の場合には最高得点となる。」についてお尋ねします。<br>公共事業における最低制限価格の制定の目的は、品質の確保が第一の目的であると認識しております。<br>評価基準に記載の「最高得点」は「最低得点」の誤記載ではないのでしょうか。   |   |
| 12 | 審査基準書 | 6  | 4 | 2 | (3) | 提案審査の配点<br>財政的評価 | 事業費の評価ポイントとして「適正価格」と「市内還流率」が挙げられていますが、本事業の主旨が「ローカルPFI」であることから、「市内還流率」が優先的に配点されるという理解でよろしいでしょうか。注記で「提案限度額75%以下の場合には最高得点となる」とされていることから価格優先のようにも思われるため、本事業の主旨との関係から金沢市様の見解をご教示ください。   |   |
| 13 | 審査基準書 | 6  | 4 | 2 | (3) | 提案審査の配点<br>財政的評価 | 募集要項2頁「4. 事業の目的/5. 事業方式」に「ローカルPFI」に沿うものと示されています。一般的にローカルPFIの考え方の土台と言われている官公需法「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づき、令和5年8月に総務省より「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」が発せられています。その第18項に「ダンピング防止対策」が提示されています。<br>ご質問です。<br>1. ローカルPFI方式の場合、ダンピング防止対策は重要な要素であると考えられますが、本事業資料には一切、ダンピング防止対策について触れられていません。何故でしょうか。<br>2. ダンピング防止対策が施されるべきローカルPFIにおいて「※提案価格が提案限度額の75%以下の場合には最高得点となる。」と表記されています。ダンピング防止とは相反する評価をされるのは何故でしょうか。理解が間違っていればご説明いただきたく存じます。 |   |

|    |       |   |   |   |     |                  |   |
|----|-------|---|---|---|-----|------------------|---|
| 14 | 審査基準書 | 6 | 4 | 2 | (3) | 提案審査の配点<br>財政的評価 | <p>「募集要領」の「4.事業の目的」及び「5.事業方式」には「ローカルPFI」に沿うものと明記されており、また、「財政的評価/事業費」には「事業費が適正な価格となっているか。」と明記されています。これらが正しければ、「75%以下の場合には最高得点となる。」は「最低得点」の誤記ではないでしょうか。</p> <p>ローカルPFIの場合、ダンピング防止が施されているのが一般的であるため、確認をさせて頂きたく質問とします。仮にこの表記が正しい場合、数字合わせ的に75%以下となる提案とすれば、財政的評価を得るために苦慮して「適正な事業費」を導き出さずとも、その方が上位評価（最高評価）を得ることになります。その場合「事業費が適正な価格となっているか。」の評価はどの様なお考えのもと判断されるのでしょうか。適正かどうかは関係なく、75%以下であれば最高評価となるのでしょうか。</p> <p>「提案上限額」が示されている中、「75%以下を最高得点」とも明記されており、必然的に提案額を誘導（独占禁止法/優越的地位の濫用的要素）されているとも受け止められます。</p>   |
| 15 | 審査基準書 | 6 | 4 | 2 | (3) | 提案審査の配点<br>財政的評価 | <p>本事業（公共施設LED照明導入推進事業）の事業費の適正な価格は、実施方針及び募集要項において位置付けられた事業の目的を、内閣府「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改訂版）」における「ローカルPFI」に沿う事業方式で達成することができる事業費（以下「本事業の適正価格」という。）です。</p> <p>提案価格が提案限度額の75%以下の場合には最高得点となるとの審査基準は、本事業の事業契約が地方自治法234条の3の規定による長期継続契約に該当し、金沢市契約規則15条1項4号、2項3号の規定により、予定価格の10分の7以上の額を最低制限価格と設けることができることから、提案価格が提案限度額の75%以下の場合には最高得点となると考えられますが、地方自治法施行令167条の10・2項が当該契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要があると認められるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格予定価格の制限の範囲内の価格最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする旨規定していることからすれば、仮に、本事業の契約金額に最低制限価格を設定するならば、その最低制限価格は、本事業が「ローカルPFI」に沿う事業方式・本事業の調査・設計・施工及び維持管理に係る業務等が地域の中小企業によって行われるものであり（協定書（案））、これに、公共工事の品質確保の促進に関する法律7条が基本理念（同法3条）にのっとり、公共工事等を実施する者が適正な利潤を確保することができるよう、予定価格、最低制限価格の設定その他必要な措置を講ずることを定めていることを踏まえれば、上記本事業の適正価格が「当該契約の内容に適した履行を確保するために特に必要があると認められる」最低制限価格となります。</p> <p>提案価格が提案限度額の75%以下の場合には最高得点となるという審査基準を設けられた理由を明らかにされたく、質問に及びます。</p> |